

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表(令和3年度)

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる支援の充実

●目指す姿：・子どもが健やかに成長しています。

・子育てをする親の不安や負担が軽減され、安心して子どもを産み育てることができています。

資料1

課題	子育てに不安や悩みを持つ保護者に、切れ目のない支援を行う必要があります。
	<ul style="list-style-type: none"> 身近な人からの情報や支援が得られにくく、妊娠・出産・子育て期に不安や負担を感じる保護者がいます。 子どもの健康や発育・発達について悩んでいる保護者が多くいます。 不安や悩みがあっても、相談する相手がいない保護者がいます。 保護者が育児の方法や子どもとの過ごし方がわからなかったり、その重要性を理解していなかったりする状況があります。

基本施策	目指す姿	目的別事業群シートにおける成果指標(KPI)	担当課	単位	R1	R2			R3			R4			R5			R6		
					現状値	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率
1. 東広島版ネウボラの充実【重点】	全ての妊産婦、乳幼児やその家族が必要な支援を受けながら、安心して妊娠、出産、育児ができていく。	乳児家庭全戸訪問の訪問率	こども家庭課	%	99	100	98.7	98.7	100	97.6	97.6%	100			100			100		
		初妊婦の妊娠期サービスの利用割合	こども家庭課	%	60	65	33.8	52.0	70	82.5	117.9%	75.5			80			85		
2. 子どもに関する医療体制の充実	妊産婦や子どもが、必要な医療を受けることができていく。	初期救急：小児科当番医に係る空白日数	医療保健課	日/年	37	48	34	141.2%	36	21	171.4%	24			12			0		
		救急医療電話相談件数（#7119+ #8000）	医療保健課	件	4,000	4,700	4,140	88.1%	5,400	4,657	86.2%	6,100			6,800			7,500		
3. 子育て世帯の経済的負担の軽減	子育て家庭の経済的負担が軽減されている。	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

基本目標	基本施策	No	(No)	取組み	事務事業の目的	対象(誰、何を)	事業内容、事業計画など(主な業務など)	実施方法(直営、委託等の区分)	担当課	目的別事業群	R3		
											取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法
1	1	1	1	妊娠・出産・育児の切れ目のない支援	産科医協力の下、中等教育において、妊娠、出産、子育てに関する思春期健康教育を実施します。また、若い世代が乳幼児と触れ合う機会を設け、将来の子育て家庭の養育力の向上を図ります。	中学生	思春期健康教育	直営	こども家庭課	5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築	市内の中学校、大学において、年代に応じた内容で各1回実施した。	多忙な学校現場で、中学生を対象とした思春期教育の実施回数を増やすことが困難。	現在実施中の中学校の成果を示し、実施回数の増加を目指していく。
1	1	1	2		不妊・不育症に悩む夫婦を支援するため、一般不妊治療費と不育症の治療費を助成します。	子どもを産み育てたいと希望する人	・不妊治療費の助成 ・不育症治療費の助成	直営	こども家庭課		一般不妊治療費209件、不育症治療費19件、特定不妊治療費215件の助成を行った。	不妊治療費は高額な自己負担が生じており、令和3年度は新たに特定不妊治療費の助成を開始し、申請件数が増えている。	不妊治療費の一部が保険適用となったため、制度の見直しを行った。
1	1	1	3		生後4か月までの乳児家庭に対して、全戸訪問を行い、疾病の早期発見と、育児不安に対するきめ細かい育児支援を図ります。	生後4か月までの子どもと保護者	乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)	直営	こども家庭課		予防接種が始まる生後2か月までを目標に家庭訪問を行った。(1,417世帯)	感染症の拡大により、1月以上の里帰りや訪問拒否ケースが増え、適切な時期の訪問ができない家庭がある。	引き続き、オンラインの活用や里帰り先の市町との連携により、適切な時期の訪問を実施していく。
1	1	1	4		産後、心身ともに不安定になりやすい母親をサポートし、日帰り型、宿泊型及び訪問型産後ケアを行います。	産後5か月頃までの乳児と母親	産後ケア事業(日帰り型・宿泊型・訪問型・集団教室型)	直営委託	こども家庭課		日帰り型：延201人、宿泊型：12日、日帰り型(集団教室)：85人の参加があり。日帰り型は感染症の拡大により増加している。	感染症拡大により、育児負担が増大し、産後ケアを希望する産婦が増え、利用のための待機が多い状態である。	市内の医療機関への委託等、受け入れ体制の拡大を検討していく。
1	1	1	5		生後8か月前後の子どもの発達の確認と、保護者の育児不安の解消を目的に、すくすく赤ちゃん相談会を実施します。	生後8か月頃の乳児と保護者	赤ちゃん相談会	直営委託	こども家庭課		地域すくすくサポートで絵本の配布とブックレビュー講座を活用し、赤ちゃん相談会(おでかけすくすく)の参加促進を図った。	出生数の多い地域で、全員の受入れが困難である。	図書館や子育て支援センター等との連携により、全員参加を目指していく。
1	1	1	6		乳幼児健診の未受診家庭や乳幼児と保護者の心身の健康に関して支援が必要な家庭を訪問し、支援を行います。	乳幼児健診の未受診者	健診未受診者把握事業	直営	こども家庭課		感染症の拡大により、健診を延期したため、対象者の約半数が受診できなかった。	健診未受診者が増加し、子どもの心身の発達の確認が遅れている。	感染対策を講じて、安全な健診を実施し、未受診者への受診勧奨を行う。
1	1	1	7		マタニティ教室、パパママ教室、育児相談・育児教室などを開催し、育児不安の軽減を図ります。	妊娠中の夫婦、子育て中の家族等	・マタニティ教室 ・パパママ教室 ・定期育児相談ほか	直営	こども家庭課		妊娠期から子育て期にわたり、テーマを設けて育児相談や教室を実施した。	感染症対策により、内容や利用者数を絞った実施により、希望者全員の利用ができなかった。	オンラインや動画を活用して育児不安等の軽減を図っていく。
1	1	2		ITやAIを活用した相談支援	生活スタイルやライフサイクルなど個々のニーズに応じて、ITやAIも活用した相談支援を行います。	子育て中の家族	・電子母子手帳アプリ「ほけっとすくすく」の導入 ・オンライン相談	直営委託	こども家庭課	5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築 子育て支援アプリ「ほけっと」により、情報発信を行った。 コロナ禍に対応してオンラインでの相談や教室を実施した。	健診等の中止により、アプリの登録を促す機会が減少している。	保育園や幼稚園との連携により、周知を強化していく。	
1	1	3		母子保健情報の一元管理	母子保健情報及び医療情報の一元管理により、母子の健康状態を把握します。	妊娠期から子育て期間中の母子及びその家族	国の動向や先進事例等の調査	直営	こども家庭課	5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築 母子保健事業のデジタル化の進め方を再検討した。	子育て関係の手続きが煩雑である。	母子保健事業を含めて子育て関係全体のデジタル化を検討していく。	

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表(令和3年度)

基本目標	基本施策	No	(No)	取組み	事務事業の目的	対象(誰、何を)	事業内容、事業計画など(主な業務など)	実施方法(直営、委託等の区分)	担当課	目的別事業群	R3		
											取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法
1	1	4		子育て支援拠点の整備	母子保健機能を兼ね備えた子育て世代が集いやすい拠点を確保します。	妊娠期から子育て期間中の母子及びその家族	子育て支援拠点に係る機能の検討	直営	こども家庭課	5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築	拠点の機能について関係部局と協議を行った。	子育て世代が集いやすい拠点の機能を確保する必要がある。	拠点の機能について関係部局と引き続き協議・調整していく。
1	1	5		子育て情報提供体制の強化	子育て支援情報を一元的に管理するサイトを整理し、必要な人に、必要な時に、必要な情報を届けます。	子育て世帯	子ども・子育て応援Webサイト「すくのび」、フェイスブック、広報誌等各種媒体による情報発信	直営・委託	こども家庭課	5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築	ほけすくの登録者数は4,000人を上回り、情報の入手先として定着しつつある。	発信する情報量が多いため整理が必要である。	市民ポータルサイトとの連携により、情報の質の向上を目指す。
1	2	6	1	子どもに関する医療体制の充実	産科・周産期医療、小児医療の充実を図るため、産婦人科・小児科等の医師が診察しやすい環境整備を支援します。	産科医及び小児科医等	・産科医等確保支援事業補助金 ・小児救急医療支援事業補助金	補助事業	医療保健課	5-3-1 持続可能な救急医療体制の整備 5-3-2 高度専門医療の機能充実	産科医の確保の補助金交付と広島大学に寄附講座を設置し、麻酔科医の確保をした。	産科医や小児科医が慢性的に不足している。	小児科と産科に係る寄附講座を広島大学に設置し医師を確保する。
1	2	6	2										
1	2	7		適正な医療機関の受診についての啓発	適正な医療機関の受診について、乳幼児を持つ保護者への啓発を行います。	乳幼児の保護者等	・チラシの配布等による普及啓発	直営	医療保健課	5-3-1 持続可能な救急医療体制の整備	ワクチン接種会場などで啓発ティッシュを配布した。	新型コロナの影響による受診控えに対する啓発に変わりつつある。	元気健やか健診の会場で啓発活動を行う。
1	3	8		乳幼児医療費、児童手当の支給	乳幼児等医療費公費負担、児童手当の支給などにより、子育てに関する経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。	児童手当受給者	・乳幼児等医療費支給 ・児童手当支給	直営	こども家庭課	5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築	通院の対象者を小学校6年生(12歳)までに拡大した。	自治体間の助成制度は依然としてサービス水準に格差が生じている。	引き続き、自治体の規模や財政状況等で格差が生じないよう国県へ提案を行う。
1	3	9		妊産婦健康診査及び乳幼児健診の費用助成	すべての妊婦及び乳幼児が、必要な健診を受けることができるよう、妊産婦健康診査及び乳幼児健診の費用を助成します。	妊婦・乳幼児	・妊婦健診 ・乳幼児健診	委託 直営	こども家庭課	5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築	妊婦健診14回、産婦健診2回、乳幼児健診5回を無料で実施した。	引き続き、健診の費用助成を行い、健康管理を進めていく必要がある。	引き続き、健診の費用助成を行う。多胎妊婦に対する健診の助成拡大を行う。
1	3	10		ごみ指定袋の交付	2歳未満の乳幼児に対して、紙おむつの排出に使用する指定袋を現物給付します。	市内に住所を有する2歳未満の乳幼児の養育者	ごみ指定袋の直接交付による負担軽減	直営	廃棄物対策課	2-3-1 循環型社会の構築	市内に住所を有する2歳未満の養育者に対して、紙おむつの排出に使用するごみ指定袋を現物給付した。	乳幼児の養育者を対象としたごみ指定袋の交付件数は1604件で、希望者に対して円滑に交付することができた。	引き続き、チラシの配布、HPの更新、市民課等との連携により、出生・転入の届出をした方への周知の徹底を行う。

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表

基本目標2 社会的な支援が必要な子どもへの支援の充実

●目指す姿：・社会的な支援が必要な子どもと家庭が、必要な支援につながり、安心して生活を送ることができています。

課題	社会的な支援を必要とする子どもたちに対する支援体制の充実を図る必要があります。
	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待相談件数が増加しています。 発達障害等の特別な支援が必要な子どもの増加に伴い、支援に関わる事業所や支援員が不足している状況があります。 生活困窮層の割合が、ひとり親の家庭よりも、ひとり親の家庭の方が高くなっています。 外国籍等の外国につながる子どもが増加しており、生活や学校で困難な状況があります。

基本施策	目指す姿	目的別事業群シートにおける成果指標 (KPI)	担当課	単位	R1	R2			R3			R4			R5			R6			
					現状値	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	
1. 児童虐待の予防と早期対応【重点】	すべての子どもの人権が尊重されている。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
2. 障害のある子どもと家庭への支援の充実	障害のある子どもとその家族が必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。	幼稚園に通わせている保護者の、教育または保育への肯定的回答（楽しんで通っている）の割合	保育課	%	98	98	100	102	98	96.4	98.4	98	—	—	—	—	—	98	—	—	98
		特別支援学級に在籍する児童・生徒・保護者の教育活動に対する肯定的回答の割合	指導課	%	0	75	88	117	75	75	100	75	—	—	—	—	—	75	—	—	75
3. 貧困等、困難な状況にある子どもと家庭への支援の充実	すべての子どもが、生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことができる。	母子父子自立支援プログラム策定者のうち、就労に繋がっていない割合	こども家庭課	%	14.0	14.0	20.0	70.0	13.5	14.0	96.4	13.5	—	—	—	—	—	13.0	—	—	13.0
		学習支援事業参加者の高校進学率	地域共生推進課	%	83.3	100	100	100	100	100	100	100	—	—	—	—	—	100	—	—	100
4. 外国につながる子どもと家庭への支援の充実	外国につながる子どもが、幼児期の教育・保育、学校教育を受けることができる。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本目標	基本施策	No	(No)	取組み	事務事業の目的	対象(誰、何を)	事業内容、事業計画など(主な業務など)	実施方法(直営、委託等の区分)	担当課	目的別事業群	R3		
											取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法
2	1	11	1	児童虐待の予防	ペアレント・トレーニングを実施し、子育てに悩みを持つ親を対象として、養育能力の向上、孤立感の軽減、自尊感情の回復を図ります。	要支援家庭等	ファシリテータによるペアレントトレーニングプログラムの実施	直営	こども家庭課	5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の構築	児童を養育し、育児不安等により要支援と認められる保護者19名を対象とした講座を4期にわたり開催した。	支援が必要な保護者への受講アプローチが課題である。	こども家庭総合支援拠点内において、専門職が連携してアプローチする。
2	1	11	2		親子の絆づくりプログラム（BPプログラム）を実施し、第1子（0歳児）を育てている母親を対象として、親子の絆づくり、母親同士の仲間づくり、子育てに必要な知識の習得を目的とした場を提供します。	生後2から5か月の乳児と母親（第1子に限る）	BPファシリテータによる児童虐待予防講座の実施	委託（一部直営）	こども家庭課		ファシリテータを養成するとともに第1子の赤ちゃんを育てているお母さんと0歳児を対象に「BPプログラム」を開催した。（15回122組）	児童虐待の一次予防効果も高く、希望者が多いためファシリテータの養成と開催回数を増やす必要がある。また、コロナ禍でも受講できるような環境を整える必要がある。	オンライン研修も含め、BPファシリテータを養成し、講座実施体制の強化を図る。
2	1	11	3		市独自のプログラムである「にこにこプログラム（第2子を持つ親子を対象とした子育て支援プログラム）」を地域子育て支援センターや地域すくすくサポートで実施します。	第2子をもつ母親	にこにこプログラム（児童虐待予防講座）の実施	委託	こども家庭課		第2子を養育する母親を対象に、「東広島にこにこプログラム」を開催した。（2期19組 開催場所2か所）	地域子育て支援センター等による開催が、積極的に進められるような体制づくりが課題である。	研修によりファシリテータを増員し、開催場所を増やす。
2	1	12	1	児童虐待の防止・早期発見	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を運営し、医療・保健・教育・警察など地域の関係機関の連携強化により児童虐待の早期発見・早期解決を図ります。	要保護児童等	関係機関とのネットワークの強化及び情報共有を目的とした協議会の開催	直営	こども家庭課	5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の構築	要保護児童対策地域協議会について、代表者会議2回、実務者会議4回、ケース会議を40回開催した。	関係機関の連携強化による児童虐待の早期発見・早期解決が継続課題である。	適切なタイミングでの情報連携、及びケースごとの原因分析に基づき、きめ細かな支援を行う。
2	1	12	2		家庭児童相談室及び出産・育児サポートセンターすくすくと一体化を図る「子ども家庭総合支援拠点」の体制を充実し、専門的な相談対応や訪問による継続的な支援を強化します。	子育て家庭等	要支援児童や妊産婦、DV被害者の相談に対する保健師、心理支援員、虐待対応専門員、女性相談員による総合的な支援	直営	こども家庭課		定例ミーティングを開催するなど、専門職の連携による総合的な支援を行った。	ハード、ソフト両面における支援体制の充実により、拠点機能の更なる充実を図る必要がある。	専門職の連携による総合的な支援を継続しながら、今後の拠点機能について整理を行う。
2	1	12	3		養育支援が必要な家庭に対して、保健師等専門職による指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の問題の解決、軽減を図ります。	養育支援訪問	保健師等による要支援者家庭訪問	直営	こども家庭課		未熟児、ハイリスク家庭等に対し、家庭訪問を行った。	対象となる家庭は増加しており、課題も複雑化している。	関係機関や他の専門職と連携して、チームで支援を行う。
2	1	12	4		子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の多様なニーズに対応できるよう、既存の受け入れ施設との連携を進めるとともに、里親制度等を活用した新たな受け入れ態勢の整備を行います。	児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童	・児童養護施設や乳児院における一時的な保育 ・県の里親制度を活用した受け入れの実施	委託	こども家庭課		保護者が疾病や仕事などの理由により養育が困難となった家庭の児童を一時的に実施施設において預かった。（延べ5人、27日）	市内に養護施設が1か所しかないので、里親による受け入れ体制の拡大を図る必要がある。	県との連携により里親登録制度の普及啓発活動を推進する。
2	1	12	5		児童虐待防止推進月間の啓発活動、児童虐待防止講座等により、児童虐待の防止に資する取組みを積極的にを行います。	市民	ポスター、リーフレット、啓発グッズ等の作成及び配布、啓発イベント等の開催	直営	こども家庭課		児童虐待防止の普及啓発のため、子育て支援アプリ登録と連動した安芸戦士メーブルカイザー缶バッジプレゼントキャンペーンを実施した。そのほか、児童虐待予防講座を開催した。	継続的に啓発活動を行っていく必要がある。	継続的に啓発活動を行う。

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表

基本目標	基本施策	No	(No)	取組み	事務事業の目的	対象(誰、何を)	事業内容、事業計画など(主な業務など)	実施方法(直営、委託等の区分)	担当課	目的別事業群	R3		
											取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法
2	1	13	13	DV被害者の支援	DV(配偶者等からの暴力)被害者を保護し、生活・教育・就職等、生活基盤を整えるための支援をします。	DV被害者等	DV被害者からの相談対応及び母子生活支援施設への入所措置支援	委託	こども家庭課	5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の構築	配偶者暴力相談支援センターを配置し、78件の相談を受けた。母子生活支援施設にて引き続き保護が必要な4世帯について、入所を措置した。	配偶者暴力相談支援センター設置により、DV証明が市役所で発行可能となり、相談者の負担が減った。自立支援のために、細やかなフォローアップが必要である。	引き続き、相談者に寄り添った支援を行う。施設側と連携し、オンラインを活用した面談等を実施する。
2	1	14	14	人権教育・啓発の推進	児童虐待やいじめ等、子どもの人権に関する問題の解決に向けて、学校における人権教育を推進します。	小中学校	道徳教育推進リーダー研修の実施	実施校	指導課	3-1-1 人権啓発の推進	市内全小中学校から道徳推進教師の参加による道徳教育推進リーダー研修を実施した。	道徳科は、子どもの人権意識を醸成するための基礎となるものであり、道徳教育推進教師の資質・能力の向上に取り組んだ。学んだことを、校内に還元し、学校全体で人権教育の推進を図ることが求められる。	学校全体の職員の道徳教育における資質・能力の向上に向けて、校内研修の全体計画を見直す。
2	1	15	1	子育て相談体制の強化	家庭児童相談室において、子育てや家庭を取り巻く様々な問題に関する相談、児童虐待やDV(配偶者等からの暴力)への対応を行います。	子育て家庭等	・虐待対応専門員、女性相談員の配置による児童虐待やDV被害者への相談体制の構築 ・相談記録の管理分析システムの導入	直営	こども家庭課	5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の構築	関係機関との連携により、子育てや家庭を取り巻く様々な問題に関する相談、児童虐待やDVへの対応を行った。	関係機関の連携強化による児童虐待やDVの早期発見・早期解決が継続課題である。	適切なタイミングでの情報連携、及びケースごとの原因分析に基づき、きめ細かな支援を行う。
2	1	15	2		家庭児童相談及びDV対応を担当する職員等が専門的知識及び技術の向上を図るため研修を受講し、専門的見地から対応できる人材の確保を図ります。	虐待対応専門員等	専門機関や学識経験者が行う専門的研修の受講 児童虐待、発達支援に係るスーパーバイズ、療育支援モデル事業の実施	直営	こども家庭課	5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の構築	保健医療福祉の専門職の養成に携わる学識経験者による対応研修を2回開催した。	児童虐待やDVのケースが増加傾向にあり、相談員の更なるスキル向上が必要である。	引き続き専門職による研修を行うとともに、ケース検討研修を実施する。
2	2	16	1	発達障害のある子どもや親への支援	子育て・障害総合支援センター(はあとふる)の体制を充実させ、発達障害のある子どもの幼少期から成人期のライフステージにおいて、幼稚園、保育所(園)、学校等が主体的かつ効果的な支援に取り組めるようバックアップを行います。	年中・年長の保護者 市内に居住する障害(児)者 【こども家庭課】 発達障害が疑われる子どもと保護者	はあとふる主催「発達障害支援学習会」への参加 【障害福祉課】 子育て・障害総合支援センター(はあとふる)における乳幼児期からの早期療育、学齢期における教育機関との連携、卒業後の進路、就職など各ライフステージや障害特性に応じた相談の実施 【こども家庭課】 ・1歳6か月児健診や3歳児健診の受診後、発達に関する個別相談や健診事後教室の実施 ・はあとふる職員と共に保育園等に巡回し、保育環境の整備や保護者へ働きかけを行う	【障害福祉課】 委託料 【こども家庭課】 直営 一部委託	障害福祉課 こども家庭課 指導課	【障害福祉課】 5-5-2 障害者の自立支援 【こども家庭課】 5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の構築 3-2-1 幼児教育・保育の充実	【障害福祉課】 子育て・障害総合支援センター(はあとふる)において、関係機関と連携し、各ライフステージや障害特性に応じた相談を実施した。 【こども家庭課】 健診事後教室は専門機関に委託して、子どもの発達支援を強化し、保護者の不安解消を図った。 健診後の個別相談は、心理相談員の3人体制により実施した。 【指導課】 「子どもの発達が気になるお父さん・お母さんの勉強会」において、就学ガイダンスを行った。 はあとふるとの連携会議(毎月1回)を開催した。	【障害福祉課】 地域共生社会の推進のため、各生活圏域に合わせたコーディネーターの配置を検討していく必要がある。 【こども家庭課】 感染症拡大に伴い、外出を自粛して子育てを行う中で、子どもの成長発達に不安を持つ保護者が増え、個別相談の希望者が増加した。 【指導課】 小中学校から、はあとふるによる巡回相談を希望する声が増加している。就学した児童生徒の小中学校における合理的配慮充実、支援体制構築を図る必要がある。	【障害福祉課】 地区担当コーディネーターと関係機関が連携し、重層的支援を行っていく必要がある。 【こども家庭課】 感染症対策を講じての個別相談や健診事後教室を実施し、発達に対する不安の解消につながる体制整備を行う。 【指導課】 小中学校特別支援教育コーディネーター、福祉関係者を含めた学習会を開催し、校内支援体制の充実につなげる。
2	2	16	2		地域イベントでポスター掲示等により、発達障害への理解について啓発活動を行います。	市民全般	発達障害啓発セミナーの実施	直営	障害福祉課	発達障害啓発セミナーを在宅医療・介護事業者むけに開催した。	引き続き、セミナーなどを通じ、発達障害への理解促進を図り、早期発見や支援につなげていく必要がある。	職種ごとに対象を絞るなど、参加しやすい実施方法で開催する。	
2	2	16	3		子どもが発達障害の診断を受けて間もない親等に対し、共感的なサポートを行うペアレントメンター事業を推進します。	市内に居住する障害児の保護者	ペアレントメンターによる障害児の親等の不安の軽減	直営	障害福祉課	ペアレントメンターのスキルアップ研修や情報交換会を実施した。	ペアレントメンター制度の周知を図っていく必要がある。	児童と接する場所への周知を図るとともに、イベント等での参加などを通して利用促進を行う。	
2	2	17	1	発達障害等、障害のある子どもへの支援	特別な支援が必要な子どもについて、保育所(園)、幼稚園、放課後児童クラブでの受け入れ体制を整え、一人ひとりに必要な手立てを行った上で、健全な心身の発達を促します。	【保育課】 特別な支援が必要な子ども 【障害福祉課】 市内に居住する障害(児)者	【保育課】 ・加配職員の配置等受入体制の構築 ・特別な支援が必要な幼児に応じた支援を行い、個々の能力に応じた教育の場を提供 【障害福祉課】 ・療育待機児童相談業務(いっぽっぽ教室) ・障害児余暇活動支援事業	【保育課】 直営、委託 【障害福祉課】 委託	障害福祉課 保育課	【保育課】 5-6-2 保育環境の充実 3-2-1 幼児教育・保育の充実	【保育課】 多様な教育・保育ニーズに対応するため、公立施設での必要な人員の配置及び各私立保育施設の運営費の支援を行った。 【障害福祉課】 ・療育待機児童相談業務(いっぽっぽ教室)を9回開催し、延べ8人が参加した。 ・障害児余暇活動支援事業を6回実施し、延べ31人が参加した。	【保育課】 引き続き、各教育・保育施設の運営に対して支援していく必要がある。 【障害福祉課】 引き続き、障害を持つ児童の療育支援を行うとともに、余暇活動などの居場所づくりに努める。	【保育課】 市内の各地域の教育・保育ニーズを把握するとともに、必要に応じて支援していく。 【障害福祉課】 引き続き、制度の周知、広報など行いながら、事業を実施していく。
2	2	17	2		医療的ケアが必要な子どもについても、個々の障害に応じた総合的な支援体制の充実を目指します。	【保育課】 医療的ケアが必要な子ども 【障害福祉課】 市内に居住する障害(児)者	【保育課】 看護師の配置等受入体制の構築 【障害福祉課】 はあとふるにおける個別の障害に応じた相談	【保育課】 直営、委託 【障害福祉課】 委託	障害福祉課 保育課	【保育課】 5-6-2 保育環境の充実 【障害福祉課】 はあとふるに医療的ケア児専門のコーディネーターを配置して、相談に対応した。	【保育課】 看護師を配置し、医療的ケア児の受入れを行った。 【障害福祉課】 はあとふるに医療的ケア児専門のコーディネーターを配置して、相談に対応した。	【保育課】 入所調整の段階でニーズを把握し、受け入れ態勢を整えていく必要がある。 【障害福祉課】 医療的ケア児の把握や継続的な支援が可能となるよう体制を整備していく必要がある。	【保育課】 入所希望者の需要を把握すると共に、受け入れが可能となるよう看護師の配置や任用を進めていく。 【障害福祉課】 引き続き、医療的ケア児専門のコーディネーターを配置するなど、体制づくりを進める。
2	2	18		障害のある子どもに対する相談体制の充実	自立支援協議会へ参加する事業所を増やし、ケアマネジメントの質の向上や連携強化のための研修会を通じ、相談支援専門員の底上げを促進します。	市内に居住する障害(児)者	・相談支援従事者初任者研修事前研修 ・相談支援充実強化研修	委託	障害福祉課	-	はあとふるコーディネーターによる相談支援従事者初任者研修事前研修の実習など、相談支援専門員の質の向上を図った。	相談支援専門員の質の向上や連携強化を図るため、引き続き、研修を通じ、コーディネーターや相談支援専門員の底上げを促進する必要がある。	引き続き、研修を実施していく。
2	2	19		障害のある子どもの経済的負担の軽減	各種手当の給付、福祉助成券の交付、重度心身障害者医療費助成、特別支援教育就学奨励費支給等により、障害のある子どもやその家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。	【学事課】 要綱に定めた障害の程度に該当する児童若しくは生徒または特別支援学級に在籍する児童若しくは生徒の保護者 【障害福祉課】 市内に居住する障害(児)者	【学事課】 ・学校等を通じた制度の周知 ・就学奨励対象者の審査・認定 ・学用品費や給食費など学校生活において必要な費用の支給 【障害福祉課】 ・障害児福祉手当、重度心身障害児福祉手当、特別児童扶養手当の給付 ・福祉助成券(タクシー乗車助成券)の交付 ・福祉助成券(紙おむつ購入助成券)の交付 ・重度心身障害者医療費助成 ・難聴児児童発達支援センター通所助成	直営	障害福祉課 学事課	【学事課】 3-3-2 特別なニーズに対応した教育の充実 【障害福祉課】 5-5-2 障害者の自立支援	【学事課】 特別支援学級に在籍する児童生徒等の保護者へ、学用品費、給食費等の支給が行った。 【障害福祉課】 各種手当の給付や生活のための費用助成などを行った。	【学事課】 特別支援学級に在籍しているなど、対象者が明確なため、学校と連携して申請漏れがない体制が作れており、適切に学用品費等の支給ができていく。 しかし、保護者の提出書類が多く、請求・支給手続きに時間がかかっている。 【障害福祉課】 引き続き、適切かつ迅速に手当等の給付事業を実施していく必要がある。	【学事課】 引き続き学校と連携し、対象者へ適切に学用品費等の支給を行っている。 また、請求等の手続きの簡略化を検討する。 【障害福祉課】 適切かつ迅速に給付を行うために、助成券の交付方法の見直しなど、事務の効率化に努める。

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表

基本目標	基本施策	No	(No)	取組み	事務事業の目的	対象(誰、何を)	事業内容、事業計画など(主な業務など)	実施方法(直営、委託等の区分)	担当課	目的別事業群	R3		
											取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法
2	2	20	1	障害のある子どもに対する福祉サービスの実施	居宅サービスでの生活をサポートする、障害福祉サービス(居宅介護、短期入所、移動支援、日中一時支援等)を実施します。	市内に居住する障害(児)者	・障害福祉サービスの実施	直営	障害福祉課	5-5-2 障害者の自立支援	居宅での生活をサポートする、障害福祉サービス(居宅介護、短期入所、移動支援、日中一時支援等)をサービス等利用計画(案)に基づき支給決定した。	適切に居宅サービスでの生活をサポートする、障害福祉サービスを実施していく必要がある。	引き続き、サービス等利用計画(案)に基づき、適切に支給決定していく。
2	2	20	2		補装用具の支給、日常生活用具の給付や介護者への慰労金の支給など、障害がある子どもの在宅生活を支援します。	市内に居住する障害(児)者	補装具費・日常生活用具の支援	直営	障害福祉課		体の損なわれた機能を補充・代替する補装具費の支給、日常生活上の困難を改善する日常生活用具の給付や介護者への慰労金の支給など、障害がある子どもの在宅生活を支援した。	補装具費・日常生活用具の支援などにより、障害がある子どもの在宅生活を支援していく必要がある。	引き続き、補装具費・日常生活用具の支援などにより、障害がある子どもの在宅生活を支援していく。
2	2	20	3		障害のある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)を実施します。	市内に居住する障害児	障害児通所支援	直営	障害福祉課		障害のある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、障害児通所支援を実施した。	障害児通所支援については、利用者が多いため、障害特性に合致した支援機関に通所することが必要である。	自立支援協議会に参加する障害児通所支援事業所及び障害福祉サービス事業所を増やし、研修会等を実施することにより、サービスの質の向上を目指す。
2	2	21	1	発達障害等、障害のある子どもへの就学支援	発達障害のある子ども等が、ライフステージ移行後も安心や信頼感を継続できるよう、就学時の幼保小連携及び教育相談等を行います。	【保育課】 発達障害のある子ども等 【指導課】 就学児・小中学校在籍児童・保護者 【障害福祉課】 市内に居住する障害児	【保育課】 幼保小連携の推進 【指導課】 ・特別支援教育相談員の配置 ・教育支援委員会の開催と対象児童生徒についての教育相談 【障害福祉課】 市内に居住する障害児 障害児通所支援	直営	障害福祉課 保育課 指導課	【保育課】 3-2-1 幼児教育・保育の充実 【指導課】 3-3-2 特別なニーズに対応した教育の充実	【障害福祉課】 発達障害のある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、障害児通所支援を実施した。 【指導課】 特別支援教育相談員による教育相談、学校訪問を実施した。 教育支援委員会の開催と就学後の支援への指導助言を行った。 【保育課】 スムーズな支援が行えるよう就学前に連携会議を実施し、情報の共有を図った。	【障害福祉課】 発達障害のある子ども等が、ライフステージにあった支援を受けるため、障害児通所支援が必要である。 【指導課】 対象児童生徒の増加に伴う、小中学校における支援体制の充実。 【保育課】 就学前だけでなく幼保小の連携を強化していく必要がある。	【障害福祉課】 引き続き、障害児通所支援により、発達障害のある子どものライフステージにあった支援を行っていく。 【指導課】 専門家等巡回相談、特別支援教育担当者研修の取組を見直し、医療、福祉等、関係機関との連携の促進を図り、校内支援体制の充実に繋げる。 【保育課】 幼保小での連携、情報共有を推進し、就学へのスムーズな接続を図っていく。
2	3	22	1	ひとり親家庭の自立支援の充実	就労に関する相談や母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給など各種助成を行うことにより、ひとり親家庭の自立(就労)を支援し、制度の周知を図ります。	母子家庭の母及び父子家庭の父であって、児童扶養手当の支給を受けているなどの一定の要件を満たしている者	就労に関する相談や母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給など各種助成	直営	こども家庭課	5-6-1 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築	就職や転職を希望する児童扶養手当を受給しているひとり親に対する、個別支援プログラム作成や各種助成を行った。	対象者の就労時間と希望のする収入に見合う職場のマッチングが難しい。	ハローワークとの連携強化及び対象者に対して制度や状況について丁寧な説明を行う。
2	3	22	2		住宅の確保に特に配慮を要するひとり親家庭の居住の安定を図るため、公営住宅の入居者抽選において倍率を優遇します。	市内に居住又は勤務している者で、ひとり親に該当する者	住宅に困窮している低所得者等に対する低廉な家賃住宅の賃借	入居者抽選については、直営	住宅課	—	住宅の確保に特に配慮を要するひとり親家庭の居住の安定を図るため、公営住宅の入居者選考において優先的な取扱いを行った。	令和3年度において、ひとり親世帯は40世帯申し込みがあり、その内15世帯が入居した。	—
2	3	23	23	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	ひとり親家庭等医療費公費負担、児童扶養手当の支給などにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障がい児の場合)は20歳未満)を監護する父、母、又は父母以外の者で当該児童を養育する養育者	ひとり親家庭等医療費公費負担、児童扶養手当の支給	直営	こども家庭課	5-6-1 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築	支給要件について適宜確認を行いながら、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費の支給を適切に行った。	住基異動等に伴う変更届の提出など、適正な支給に必要な手続きが漏れている受給者が多い。	新規申請時や現況届の提出時に、説明を十分行い、周知を図る。
2	3	24	1	子育て相談体制の強化	児童青少年総合相談室において学校生活や子育てに関する保護者の相談業務を行います。	幼児・児童・生徒の保護者	教育相談員、カウンセラー、児童厚生員による相談の実施	直営	指導課	3-3-3 地域と連携した青少年健全育成の環境づくり	・児童青少年総合相談室において、教育相談員、カウンセラー、児童厚生員が児童・生徒、幼児・児童・生徒の保護者の相談業務を行った。	・不登校や、発達についての相談件数が大きく割合を占めている。総合相談では、保護者や児童生徒への助言等を行うが、状況改善には様々な機関が関わるネットワークの構築が必要である。情報共有についての課題がある。	・指導課が情報を集約し、関係機関に情報連携し、接続をスムーズにする。
2	3	24	2		小中学校においては、心のサポーターによる相談業務を行います。	児童・生徒・保護者・教職員	全ての小中学校への心のサポーターの配置	直営	指導課	・小中学校において、心のサポーターが児童生徒、教職員、保護者からの相談に自身の教職経験を活かし、相談業務を行った。	・心のサポーターへの相談件数は増加をしている。 ・不登校児童生徒対応など、相談内容は社会の変化と共に、多岐にわたっている。様々な相談に対応する難しさがある。	・教育相談に携わるカウンセラーや教育相談員等との情報連携の会を開催し、心のサポーターの能力の向上を図る。	
2	3	25	1	生活困窮家庭の子どもに対する支援	生活困窮者自立支援法に基づき、家庭支援員を配置し、生活保護世帯等の子どもに対する学習支援、定期的な家庭訪問による親への進学の助言などを実施します。	小1～中3	生活保護受給世帯や生活困窮世帯の児童生徒に対する学習支援の実施	直営・委託	地域共生推進課	5-5-3 地域での支え合いの促進と総合的な相談支援体制の構築	家庭支援員による生活保護世帯等の子どもに対する学習支援を実施	子どもたちに学習支援の予約をするが、急遽体調不良などの理由でキャンセルすることがある。	生活困窮世帯の子どもたちの学習機会を確保するため、引き続き根気強く訪問学習支援を実施する。
2	3	25	2		生活保護世帯等の小中学生を対象に週1回、市内の公共施設等で大学生や教員OB等のボランティアスタッフによる集合型の学習支援を実施します。	小3～中3	生活保護受給世帯や生活困窮世帯の児童生徒に対する学習支援の実施	委託	地域共生推進課	生活保護世帯等の小中学生を対象に週1回、市内の公共施設等集合型の学習支援を実施	当日、送迎に行った際に急遽キャンセルとなる可能性がある。	引き続き集合型学習支援を行っていく。	
2	3	25	3		生活困窮の状態にある子どもと家庭に対して、最低限度の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行います。	生活保護の被保護者	生活保護法に基づく扶助費の給付	直営	地域共生推進課	6-1 市民ニーズの的確な把握と質の高い行政サービスの提供	困窮のため最低限度の生活を維持できない被保護者に対して必要な扶助を行った。	子どもがいる世帯の保護受給者は一定の数がある。	他法において活用可能な制度を情報収集しながら関係機関と連携し、的確な給付を行う。
2	3	25	4		就学援助制度により、生活困窮と認められる家庭の経済的負担の軽減を図り、就学機会の確保のための支援を行います。	経済的理由によって就学が困難と認められる児童、生徒、就学予定者の保護者	・学校等を通じた制度の周知 ・就学援助対象者の審査・認定 ・学用品費や給食費など学校生活において必要な費用の支給	直営	学事課	3-3-2 特別なニーズに対応した教育の充実	経済的に困窮し、就学援助制度の認定要件に該当する申請者(保護者)に対し、学用品費、給食費等の支給を行った。 また、保護者向けの制度案内を、従来のものに加え、制度の要点をまとめた「概要版」を作成し、詳細についてはQRコードからホームページで確認できるようにした。	案内の変更等により、制度の概要が保護者に伝わりやすくなったと考えているが、今後も学校と連携して制度の周知を進める必要がある。	引き続き、ホームページや制度案内等を活用し、保護者への制度周知に努め、支援を必要としている保護者の制度活用を進めていく。

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表

基本目標	基本施策	No	(No)	取組み	事務事業の目的	対象(誰、何を)	事業内容、事業計画など(主な業務など)	実施方法(直営、委託等の区分)	担当課	目的別事業群	R3		
											取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法
		23	26	関係機関の連携の強化	貧困等、困難な状況にある子どもについて、必要な支援が受けられるよう、幼稚園、保育所及び学校等と支援機関が連携できる体制を充実します。	【地域共生推進課】生活保護の被保護者 【保育課】貧困等、困難な状況にある家庭 【指導課】児童、生徒	【地域共生推進課】 ・支援機関との連携推進 【保育課】 ・支援機関との連携の推進 【指導課】 ・支援機関との連携の推進	直営	地域共生推進課 保育課 指導課	【地域共生推進課】6-1 市民ニーズの的確な把握と質の高い行政サービスの提供 【保育課】5-6-2 保育環境の充実 【指導課】3-3-3 地域と連携した青少年健全育成の環境づくり	【保育課】支援の必要な家庭の状況を正しく把握し、的確な支援につなげる必要がある。 【地域共生推進課】相談のなかで連携の必要が生じた場合は、すみやかに関係機関と連携した。 【指導課】小中学校において家庭支援の必要が生じた場合は、すみやかに関係機関と連携した。	【保育課】支援の必要な家庭の状況を正しく把握し、的確な支援につなげる必要がある。 【地域共生推進課】生活保護廃止時に他部門との連携が必要な場合がある。 【指導課】児童生徒に係る家庭環境改善が困難な背景に、支援を拒む家庭がある。	【保育課】引き続き、園所における支援を行うとともに、関係機関との連携を図っていく。 【地域共生推進課】個別のケースに応じて、他部門との連携を行う。 【指導課】スクールソーシャルワーカーによる家庭状況把握や保護者との対話を行い、関係機関との連携を促す。
		24	27	1	学校と連携を図り、外国につながる児童・生徒に対し、学校外での日本語学習・教科学習支援を行うとともに、学校外での居場所づくりを推進します。	・外国につながる児童・生徒 ・日本語学習支援及び居場所づくり	・にほんごひろばU-18開催 外国につながる児童・生徒を対象とした日本語学習・教科学習支援、社会見学等の実施及び居場所づくり	委託	市民生活課	2-6-1 言語・文化等の違いによらない円滑な暮らしの実現	学校と連携を図り、外国につながる児童・生徒に対し、学校外での日本語学習・教科学習支援を行うとともに、学校外での居場所づくりを行った。	R3年度は、大学生を複数人活用して、事業を行った。昨年度よりきめ細やかな支援につながった。しかし、大学生の管理が難しい場面もあり、安定して人員を配置することに苦労した。	各回の支援者の配置を従来のコーディネーターに戻し、安定的にきめ細やかな支援を行う。
		24	27	2	生活上の困りごとについて、多言語による生活相談を行います。	・外国人市民 ・多言語による相談窓口の開設	・コミュニケーションコーナー開設 外国人市民の生活全般に係る相談への多言語対応	委託	市民生活課		生活上の困りごとについて、多言語による生活相談を行った。	R3年度は、約2,200件の様々な相談を受けたが、相談窓口の存在を知らない外国人市民も一定数いる。	一人でも多くの外国人市民に知ってもらうために、新規転入の外国人市民には引き続きハガキで相談窓口等を知らせるとともに、SNSでの情報発信も強化する。
		24	27	3	子どもや保護者への接し方について、保育士への研修を実施します。	保育士	研修の実施	外部サービスの活用	こども家庭課 保育課	【市民生活課】2-6-1 言語・文化等の違いによらない円滑な暮らしの実現	保育施設の職員を対象とした「やさしい日本語」研修を実施した。	外国につながる子どもの入所が多い施設を中心に、接し方や支援方法についての正しい知識を持つ必要がある。	現場のニーズに即した研修の企画・実施に努める。
		24	27	4	教育・保育や子育て支援を円滑に利用することができるよう、通訳者、情報端末等を活用した翻訳機能を強化します。	【市民生活課】 ・外国人市民に対応する各種行政窓口 ・行政国際化推進員配置・自動翻訳ツールの配備 【保育課】 保育施設 【こども家庭課】 母子保健事業の利用者	【市民生活課】 ・行政国際化推進員配置・自動翻訳ツールの配備 【保育課】 保育施設での自動翻訳ツールの活用 【こども家庭課】 健診や家庭訪問等の母子保健事業実施時に通訳の配置や自動翻訳ツールの利用	直営	市民生活課 こども家庭課 保育課	【市民生活課】5-6-2 保育環境の充実 【こども家庭課】5-6-1 妊娠から子育て期までの切れ目ない支援体制の構築	【市民生活課】教育・保育や子育て支援を円滑に利用することができるよう、通訳者、情報端末等を活用した翻訳機能を強化した。 【こども家庭課】健診や家庭訪問等の事業実施時に通訳を配置した。 【保育課】自動翻訳ツールの活用や、保護者用の資料の各言語への翻訳を実施した。	【市民生活課】行政国際化推進員の通訳や翻訳ツールの活用により、窓口や訪問先等でのコミュニケーションは取りやすくなっている。また、電話でのコミュニケーションについても、国の通訳サービスを全庁に通知し、希望する課に利用してもらえるようにした。しかし、この通訳サービスの利用方法やサービス自体の認知度が低いため、実際の利用数は少ない。 【こども家庭課】通訳者のいない言語圏の人への対応が困難である。 【保育課】保護者への詳細な説明が必要な場合には翻訳ツールでの対応が難しい場面がある。	【市民生活課】引き続き、園のサービスを関係課に周知するとともに、利用支援を行う。 【こども家庭課】引き続き、健診や家庭訪問等の事業実施時に通訳の配置に加えて、3者間通話や翻訳機器の使用により対応する。 【保育課】詳細な説明が必要な場合のおたよりの翻訳など、状況に応じた支援を行っていく。
		24	27	5	「東広島市立小・中学校ガイドブック」を作成し、本市の小中学校に転入学する児童生徒及び未就学児の保護者へ配布することで、日本の教育制度等への理解を促し、外国につながる子どもが学校教育を受けることができるよう支援します。	【学事課】本市の小中学校へ転入学する外国籍の児童、生徒及び未就学児の保護者 【保育課】未就学児の保護者 【指導課】本市小中学校に編入学する外国人児童生徒及び未就学児の保護者	【学事課】 外国語のガイドブック作成及び転入学手続きに来庁した外国籍の保護者への配布・教育制度の説明 【保育課】 就学前児童へのガイドブック配布 【指導課】本市小中学校に編入学する外国人児童生徒及び未就学児の保護者へガイドブック配付	【学事課】直営 【保育課】配布 【指導課】本市小中学校に編入学する外国人児童生徒及び未就学児の保護者へのガイドブックを作成	保育課 学事課 指導課	【学事課】3-3-1 学校運営の支援と教育内容の充実 【保育課】5-6-2 保育環境の充実 【指導課】3-3-2 特別なニーズに対応した教育の充実	【学事課】外国籍の児童生徒が編入する際に、外国語のガイドブックを、主に学事課の窓口で保護者へ配布し、入学に向けての準備に活用してもらった。 【指導課】学校編入後の学校生活を円滑に図るため、日本語初期指導教室を開設し、日本語指導を行うことができた。 【保育課】保育所に在籍する就学前児童を対象に、ガイドブックを配付した。	【学事課】必要に応じて内容を更新し、外国籍児童の入学に役立てている。 【指導課】年間を通じて26名の外国につながる児童生徒が入級し、日本語指導を受けた。 【保育課】早い時期にガイドブックを配付することで、就学に向けて日本の教育制度等への理解を促すことができた。	【学事課】引き続き、関係課と連携して必要に応じて内容を更新し、外国籍児童生徒にとって、使いやすいガイドブックを作成する。 【指導課】今後も日本語指導を必要とする外国につながる児童生徒の受け入れ数は増えると予測されるため、指導者を確保するとともに、学事課や学校、保護者と連携を図り、スムーズな受け入れを目指す。 【保育課】教育委員会と連携し、必要な情報を保育所を通して提供する。
		24	27	6	外国につながる子どもの実態を把握するとともに、関係機関と連携し、学校等へ通訳を派遣することで、特に就学時や進学時における保護者とのコミュニケーションを支援します。	【市民生活課】 ・市立小中学校等 ・通訳・支援員派遣調整 【指導課】 外国人幼児児童生徒や保護者の通訳 【保育課】 外国につながる保育所等入所児童及び保護者	【市民生活課】 ・通訳者の派遣 担当課からの依頼による学校等に派遣する支援員の調整 【指導課】 通訳・支援員の派遣による学校生活への適応支援 【保育課】 外国につながる子どもの実態把握及び保護者へのコミュニケーション支援	【市民生活課】委託 【指導課】 東広島市教育文化振興事業団多文化共生コーディネーターと連携を図り、通訳・支援員を学校へ派遣 【保育課】直営、委託	市民生活課 保育課 指導課	【市民生活課】2-6-1 言語・文化等の違いによらない円滑な暮らしの実現 【指導課】3-3-2 特別なニーズに対応した教育の充実 【保育課】5-6-2 保育環境の充実	【市民生活課】関係機関と連携して学校等へ通訳を派遣することで、保護者とのコミュニケーションを支援した。 【指導課】外国人幼児児童生徒や保護者に対して通訳を派遣し、学校生活への適応支援を行った。 【保育課】入所の案内等を翻訳し、スムーズに保育所利用をスタートできるよう支援を行った。	【指導課】外国につながる児童生徒が増加傾向であり、要請も増えている。令和3年度は、コロナウイルス感染症拡大防止のため入国してきた児童生徒が少なかったため、派遣要請も減っている。 【保育課】込み入った案件や、個別の相談の対応に苦慮している。	【指導課】外国につながる児童生徒が在籍する学校が活用できるよう日本語級担当者研修等において知らせる。 【保育課】詳細な説明が必要な場合の翻訳など、状況に応じた支援を行っていく。

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表

基本目標3 仕事と子育てを両立するための支援の充実

●目指す姿：・子育てをする母親、父親が、仕事と子育てを両立することができます。

課題	仕事をしながら安心して出産・育児ができる環境を整備する必要があります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の教育・保育や放課後児童クラブについて、待機児童が発生しています。 ・育児休業を希望する期間取得できない状況や子どもの看護のために休みにくい状況、父親が育児に十分に関われない状況など、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組みが十分に進んでいない状況があります。

基本施策	目指す姿	目的別事業群シートにおける成果指標 (KPI)	担当課	単位	R1		R2		R3			R4			R5			R6		
					現状値	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率
1. 待機児童の解消【重点】	教育・保育、放課後児童クラブを必要とする家庭が、必要な時期に利用することができる。	保育所待機児童数	保育課	人	0	0	0	100.0%	0	0	100.0%	0			0			0		
		いきいき待機児童数	青少年育成課	人	0	0	0	100.0%	0	0	100.0%	0			0			0		
2. 働く女性の応援	子育てをする母親、父親が仕事と子育ての両立ができています。	ワークライフバランス講座の参加者数	人権男女共同参画課	人	189	150	649	433.0%	150	210	140.0%	150			150			150		
		男女共同参画に関する講座・講演会等の参加者数	人権男女共同参画課	人	1,125	1,000	421	42.1%	1,000	357	35.7%	1,000			1,000			1,000		
		保育所待機児童数	保育課	人	0	0	0	100.0%	0	0	100.0%	0			0			0		

基本目標	基本施策	No	(No)	取組み	事務事業の目的	対象(誰、何を)	事業内容、事業計画など(主な業務など)	実施方法(直営、委託等の区分)	担当課	目的別事業群	R3		
											取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法
3	1	28	1	施設型給付等による保育所(園)、幼稚園、認定こども園の充実	施設型給付により、保育所(園)、幼稚園、認定こども園を充実させ、市内の各地域で多様な教育・保育ニーズに対応できる体制を構築します。	私立保育園等	私立保育園等への運営費支弁	民間	保育課	5-6-2 保育環境の充実	市内の各地域で多様な教育・保育ニーズに対応した保育環境を構築するため、私立保育施設等の運営費の支援を行った。	引き続き、私立保育施設等の運営に対して支援していく必要がある。	市内の各地域の教育・保育ニーズを把握するとともに、必要に応じて支援していく。
3	1	28	2		幼保連携型認定こども園の普及を図ります。	新制度未移行幼稚園等	認定こども園移行への協議、支援	民間	保育課		安芸津地域において、風早幼稚園の認定こども園移行化を支援した。	一部の地区においては、認定こども園がなく、選択肢の幅が狭い状態になっている。	認定こども園への移行化が円滑に進められるよう、必要に応じて理解を求めていく。
3	1	28	3		地域型保育給付により、必要に応じて、小規模保育等の保育サービスを提供し、低年齢児の定員確保に努めます。	小規模保育等	小規模保育等への地域型保育給付支弁	民間	保育課		市内の各地域で多様な教育・保育ニーズに対応した保育環境を構築するため、私立保育施設等の運営費の支援を行った。	引き続き、私立保育施設等の運営に対して支援していく必要がある。	市内の各地域の教育・保育ニーズを把握するとともに、必要に応じて支援していく。
3	1	29		教育・保育環境の充実	教育・保育施設を計画的に整備し、地域の特性に応じた教育・保育サービスを提供します。	保育所等の児童	保育所適正配置基本構想 西条東保育所の建替え 三津保育所の大規模改修	直営	保育課	5-6-2 保育環境の充実	西条東保育所を建て替えるとともに、三津保育所の大規模改修設計を行った。	工事期間中の適切な保育場所の確保が課題である。	既存施設の活用や仮設施設の設置等により確保していく。
3	1	30	1	保育人材の確保	保育補助者等の活用や処遇改善等により、保育士等の労働環境を改善し、保育人材の確保を図ります。	保育士等	・保育士就職相談会の開催 ・潜在保育士等の復職支援	直営	保育課	5-6-2 保育環境の充実	保育人材を確保するため、各保育施設と連携するとともに、保育士就職相談会の開催及び保育士復職支援コーディネーターによる潜在保育士の復職支援を行った。	引き続き、各保育施設と連携し、保育人材の確保に努めていく必要がある。	保育人材を新たに確保していくとともに、保育士の定着及び復職支援を行っていく。
3	1	30	2		ICTの活用による保育士の負担軽減を図ります。	保育士等	保育支援システムの利活用	委託	保育課		公立施設において、写真注文のインターネット販売システムを試験導入し、効果を検証した。	現場のニーズに沿ったICTの活用方法を更に検討していく必要がある。	負担軽減を図るため、引き続き検討、支援を進める。
3	1	31	1	放課後の子どもの居場所づくり	共働き家庭等の児童が、放課後、安全に健やかに過ごせるよう、放課後児童クラブを実施します。また、学校の空き教室等を活用し、施設整備を計画的に進め、対象児童の拡大等の新たな取組みを推進します。	放課後児童クラブ利用者	放課後児童クラブ運営 ・民間事業者による受け皿の拡充 ・志和・河内いきいきこどもクラブの整備	直営と民間	青少年育成課	5-6-2 保育環境の充実	引続き専用施設や、学校の空き教室を利用して公設59施設、民間14施設による運営を実施した。	市中心部については、今後も待機児童の発生が予想される。公設施設は限界を迎えており、民間を活用した拡充が必要となっている。	民間による運営形態の検討や、民間施設の拡充により待機児童の解消を進める
3	1	31	2		「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を推進します。	小学校の児童	放課後子供教室の実施	直営(ボランティアスタッフ含む)	青少年育成課	3-3-3 地域と連携した青少年健全育成の環境づくり	新型コロナウイルス感染症の拡大により活動期間に制限があったものの、市内の各小中学校の余裕教室や地域センターなどで、子どもたちに学習や様々な体験、交流の機会を提供するため、放課後子供教室を実施した。	事業を実施している小学校区の割合及び放課後児童クラブとの連携内容が充分ではない。	事業を実施していない小学校区については、学校や地域学校協働活動推進員などと連携し、教室の設立を促す。 また、連携の推進については、各教室から課題やニーズ等の聞き取りを行うとともに、先進事例などを参考に課題解決を図る。
3	2	32		利用者支援事業の実施	子ども及びその保護者が、多様な教育・保育サービスや、地域子ども・子育て支援事業(一時預かり、放課後児童クラブ等)の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、地域子育て支援センターや地域すくすくサポート等で支援を行います。	未就学児とその家族及び妊産婦	地域子育て支援センターでの利用者支援事業の実施 出産・育児サポートセンター及び地域すくすくサポートでの事業実施	直営・委託	こども家庭課 保育課	5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築	【こども家庭課】 地域子育て支援センターや地域すくすくサポートにおいて、利用者の多様なニーズに対し、寄り添い型の支援を行った。 また、子育て世帯の多い西条寺家地域に、新たに「すくすくサポート寺家」を開設し、休日の開所と合わせて、新たな利用者層に対応した。 【保育課】 保育コンシェルジュを配置し、保育施設等の入所や子育て支援サービスの利用を希望する保護者への相談支援を行った。	【こども家庭課】 タイムリーな情報提供を行うための情報発信や情報入手方法が課題である。 【保育課】 年度途中の保育施設等の入所は依然として難しい状況がある。より多様なサービスの活用について、情報提供していく必要がある。	【こども家庭課】 子育て情報におけるICTの活用を検討していく必要がある。 【保育課】 保育料の無償化に伴い預かり保育を導入している幼稚園のサービス活用など、より幅広い選択肢の情報提供を行う。

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表

基本目標	基本施策	No	(No)	取組み	事務事業の目的	対象(誰、何を)	事業内容、事業計画など(主な業務など)	実施方法(直営、委託等の区分)	担当課	目的別事業群	R3		
											取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法
3	2	33		地域の子ども・子育て支援の充実	延長保育、一時保育、病児・病後児保育について、量の見込みに応じて実施できるよう、保育士の確保や保育体制の見直しを通じて更なる保育サービスの充実を図ります。	未就学児及びその保護者等	延長保育、一時保育、病児・病後児保育の保育サービスの提供 病児・病後児保育を1施設開設	直営、委託	保育課	5-6-2 保育環境の充実	病児・病後児保育に対応する施設を設置検討中の事業者を支援するとともに、延長保育、一時保育、病児・病後児保育に対する支援を行った。	引き続き、延長保育、一時保育、病児・病後児保育に対して支援していく必要がある。	多様な教育・保育ニーズに対応するため、必要に応じて支援していく。
3	2	34		民間の預かりサービスとの連携	多様化する保育ニーズに対応するため、民間で実施している預かりサービスと連携する体制を構築します。	子育て世帯と地域住民	民間の子どもの預かりを調整・支援する民間事業者の選定及び連携体制の構築	直営	こども家庭課	5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築	ファミリー・サポート・センター運営事業の委託について、民間事業者と協議した。	預かりサービスを実施している民間事業者に委託する場合、既存のサービスとの調整が課題である。	ファミリー・サポート・センターの民間委託について、他市町の事例を調査し、委託の手法について研究する。
3	3	35	1	男女共同参画、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	働く人が仕事と家庭を両立できるよう、企業などを対象とし、長時間労働の削減等の職場環境づくりに向けた意識啓発を行います。	【産業振興課】 市内企業 【人権男女共同参画課】 企業、市民	【産業振興課】 ・ワーク・ライフ・バランス講座の開催(人権男女共同参画課と共催) 【人権男女共同参画課】 ・チラシ配布による制度周知 【産業振興課】 ・ワークライフバランス講座の開催(年3回程度)	【産業振興課】 直営 【人権男女共同参画課】 (県・企業等との共催を含む。)	産業振興課 人権男女共同参画課	1-6-1 働き方改革の推進	保育課が主催する保育所長会において、パワーハラスメント防止を題材とした講座をZOOMで実施した。また、市内企業・市民を対象に、ワークライフバランス基礎講座として、労働者と企業側双方の視点から見たメリットについて学ぶオンライン講座を、市公式youtubeを用いて実施した。	両講座ともアンケートの結果から、満足度が高いことが分かった。市公式YouTubeチャンネルを利用したオンライン講座を実施することにより、会場方式の場合より広く市民に講座の機会を設けることが出来た。	R4年度は、現在働いている女性、これから働こうと考えている女性を対象に、社会で活用できるスキルアップ講座の開催を検討し、女性活躍の推進を図る。
3	3	35	2		男性の家事・育児等に関する理解を深め、参画を促進するため、広く情報提供や講座等を実施します。	企業、市民	エスポワールの運営、啓発活動(おしゃべりカフェ、キャリアデザイン講座等)の開催	直営(県・企業等との共催を含む。)	人権男女共同参画課	3-1-2 男女共同参画の推進	エスポワールの運営、啓発活動(おしゃべりカフェ、キャリアデザイン講座等)の開催	コロナ禍が続いているため、講座の回数は前年と変わらないが、参加者の減少がみられる。エスポータル全体の利用者数は横ばいである。	R4年度新規事業として、出張おしゃべりカフェ、おでかけ男女共同参画を実施。引き続き、エスポータル及び開催講座の周知を図る。
3	3	36	1	働く女性の応援	より多くの企業が「働く側の個々の事情(育児・介護など)に応じた多様な柔軟な働き方」を導入できるよう、国等の支援制度の周知を行います。	【人権男女共同参画課】 企業、市民 【産業振興課】 企業	【人権男女共同参画課】 ワークライフバランス講座の開催※No.35-1の再掲 【産業振興課】 ・ワーク・ライフ・バランス講座の開催(人権男女共同参画課と共催) ・チラシ配布による制度周知	直営(県・企業等との共催を含む。)	人権男女共同参画課 産業振興課	1-6-1 働き方改革の推進	保育課が主催する保育所長会において、パワーハラスメント防止を題材とした講座をZOOMで実施した。また、市内企業・市民を対象に、ワークライフバランス基礎講座として、労働者と企業側双方の視点から見たメリットについて学ぶオンライン講座を、市公式youtubeを用いて実施した。	両講座ともアンケートの結果から、満足度が高いことが分かった。市公式YouTubeチャンネルを利用したオンライン講座を実施することにより、会場方式の場合より広く市民に講座の機会を設けることが出来た。	R4年度は、現在働いている女性、これから働こうと考えている女性を対象に、社会で活用できるスキルアップ講座の開催を検討し、女性活躍の推進を図る。
3	3	36	2		ハローワーク等と連携し、女性向けの就職相談会を開催し、同時に子どもの保育サービスに関する相談も実施します。	【保育課】 保育士等 【産業振興課】 女性等	【保育課】 ・保育士就職相談会の開催 ・潜在保育士等の復職支援 【産業振興課】 女性向け就職相談会・就職説明会の開催	直営	保育課 産業振興課	【保育課】 5-6-2 保育環境の充実 【産業振興課】 1-6-2 多様な人材の活躍促進	保育人材を確保するため、各保育施設と連携するとともに、保育士就職相談会の開催及び保育士復職支援コーディネーターによる潜在保育士の復職支援を行った。	引き続き、各保育施設と連携し、保育人材の確保に努めていく必要がある。	保育人材を新たに確保していくとともに、保育士の定着及び復職支援を行っていく。
3	3	36	3		地域すくすくサポート等の身近な場所で就業に関する出張相談会を実施します。	【こども家庭課】 就業を希望する女性等 【産業振興課】 女性等	【こども家庭課】 地域すくすくサポートとの連絡調整 【産業振興課】 出張相談会の開催(ハローワークとの連絡調整)	【こども家庭課】 直営 【産業振興課】 直営	こども家庭課 産業振興課	【こども家庭課】 5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築 【産業振興課】 1-6-2 多様な人材の活躍促進	【こども家庭課】 地域すくすくサポートで就労相談会を実施した。 【産業振興課】 例年、ハローワークマザーズコーナーから職員派遣を受け、地域すくすくサポートで就労に関する出張相談会を開催しているが、R3年度はコロナのため実施していない。	【こども家庭課】 感染症の流行により、実施回数や利用者の制限が必要であった。 【産業振興課】 子育てしながら就職を希望する方が、身近に相談できる場所として、マザーズコーナーの認知を上げることが必要。実施場所(地域)やニーズの把握が課題。	【こども家庭課】 引き続き、相談の場所の提供を行う。 【産業振興課】 西条以外の地域でも出張相談を実施していく。

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表

基本目標4 地域の子育て支援力の強化

●目指す姿：・地域の関係団体・機関等が連携を図り、子どもの成長や子育てを見守り、支える体制ができています。

・子どもと子育て家庭が、安心して生活できる環境が整備されています。

課題	地域の身近な場所で子育ての相談や見守りを行う人材を育成する必要があります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・転入等により、地域とのつながりが薄い子育て家庭があります。 ・困難な状況等にある子どもや母親を相談や支援に確実につなぐため、子育て支援を担う住民、団体、機関、行政等の身近な地域単位での連携が重要です。 ・子育てを地域で支える活動への理解や参加の促進が必要です。

基本施策	目指す姿	目的別事業群シートにおける成果指標(KPI)	担当課	単位	R1	R2			R3			R4			R5			R6		
					現状値	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率
1. 地域における子育て支援の充実	子どもと子育て家庭が、地域とつながり合い、必要な支援を受けながら、安心して子育てができています。	初妊婦の妊娠サービス利用割合	こども家庭課	%	60	65	33.8	52.0%	70	82.5	117.9%	75.5			80			85		
		ファミリーサポートセンター活動件数	こども家庭課	件	2,759	2,850	2,986	105.0%	2,941	3,480	118.3%	3,032			3,123			3,214		
		住民自治協議会の認知度	地域づくり推進課	%	65.6	41	72	174.9%	67	72	107.4%	68			69			70		
2. 子育て支援のネットワークの構築	地域の子育て支援者・団体と地域の子育て支援機関等が連携し、地域の実情に応じた子育て支援ができています。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
3. 子どもの安全・安心の確保	子どもと子育て家庭が、住み慣れた地域で、快適に安心して暮らすことができます。	交通事故発生件数	危機管理課	件	509	516	315	163.8%	489	364	134.3%	463			438			414		

基本目標	基本施策	No	(No)	取組み	事務事業の目的	対象(誰、何を)	事業内容、事業計画など(主な業務など)	実施方法(直営、委託等の区分)	担当課	目的別事業群	R3		
											取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法
4	1	37		地域すくすくサポートでの子育て支援の充実	子育てに関する相談や情報交換をし、気軽集える場所として日常生活圏域に設置した地域すくすくサポートにおいて、地域人材による子育て支援や、妊娠からのサービスを充実させます。	乳幼児、妊婦、子育て中の家族	出産・育児サポートセンター及び地域すくすくサポートの運営	直営・委託	こども家庭課	5-6-1 妊娠から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築	市役所内の出産・育児サポートセンターと地域すくすくサポートが連携し、妊娠から子育て期にわたり継続したサービスの提供を行った。 子育て世帯の多い西条寺家地域に11か所目となる「地域すくすくサポート寺家」を開設し、日曜日の開所、母子保健コーディネーターの常駐によりサポート機能の充実を図った。	西条中心部、八本松、高屋地域は、出生数が多く、相談支援地点が不足している。	引き続き、拠点の不足地域への対応策を検討していく。
4	1	38	1	地域子育て支援センターの充実	多様化する子育てに関する相談内容に対応できるよう、地域の子育て関連情報を提供するとともに、保護者同士のつながりづくりや関係機関との連携を強化します。	未就学児及びその保護者等	地域子育て支援センターの運営	直営、委託	こども家庭課	5-6-1 妊娠から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築	西条北地区に子育て支援センターを新設した。	地域における支援センターの役割を明確にし、機能強化を図ることが課題である。	各支援センターからの実績報告について内容点検を行い、助言する。
4	1	38	2		子育て負担感の緩和や仲間づくりを支援するため、主に未就学児とその親が気軽に集い、同年代又は多世代間の交流を図る場を提供します。	未就学児及びその保護者等	ひろば型子育て支援拠点の支援	補助	こども家庭課	5-6-1 子育て環境を応援し、子どもの安全を見守る地域づくりの充実	多世代交流などの地域共生に取り組みひろば型子育て支援拠点の開設を支援した。(西条北地区に1か所・高屋地区に1か所)	「ひろば型子育て支援拠点」が継続して運営できるよう、機能強化を図ることが課題である。	各支援拠点からの実績報告について内容点検を行い、助言する。
4	1	39	1	児童館の利用促進	子どもの心身の健康を増進し、情操の豊かな人間形成を図るため、地域と連携し、0歳から18歳未満の子どもに健全な遊びを提供します。	18歳未満の児童及びその保護者	親子遊びの提供	直営	青少年育成課	5-6-1 子育て環境を応援し、子どもの安全を見守る地域づくりの充実	イベントの開催や、訪問等により遊びの提供を行った。	遊びをおとした、健全育成と子育て支援、配慮を要する子どもや家庭の相談のほか、児童本人の特性、背景にある家庭環境などへの専門的なアプローチ。	職員の研修等への参加
4	1	39	2		児童館の活動やイベント等について、広報紙やホームページ等を活用して広く周知し、児童館の利用促進を図ります。	18歳未満の児童及びその保護者	児童館だよりやホームページなどを利用した親子遊びの周知	直営	青少年育成課	5-6-1 子育て環境を応援し、子どもの安全を見守る地域づくりの充実	児童館の活動内容について、広報紙やホームページを利用し発信を行った。	地域への親子遊びなどの周知方法及びコロナ禍での密を避けたイベント等の実施。	既存の児童館だよりやホームページの利用のほか、地域へチラシ配布を行うなど、広報に努める。
4	1	40	1	保育所(園)における子育て支援の推進	園庭開放を充実し、地域との交流を推進します。	未就学児及びその保護者等	園庭開放の実施	直営、民間	保育課	5-6-2 保育環境の充実	園庭開放を実施し、未入所児童を含め地域との交流を図った。	地域の子育て支援を推進する場として、地域との交流・連携を進めていく必要がある。	地域に開かれた保育施設として、引き続き園庭開放を実施していく。
4	1	40	2		各保育所(園)に配置している「保育コーディネーター」を中心に、支援が必要な子どもや家庭の相談に応じ、情報提供や関係機関と連携した支援を行います。	未就学児及びその保護者等	保育コーディネーターを中心とした相談等子育て支援の実施	直営、民間	保育課	5-6-2 保育環境の充実	保育コーディネーターの役割を再認識し、各家庭や各施設の相談等を積極的に行った。	保育コーディネーターによる支援を充実させるために、コーディネーターの連携や情報交換を充実させる必要がある。	フォローアップ研修の充実と共に、コーディネーター養成講座を開催し、さらなる支援体制の充実を図る。
4	1	40	3		出前講座制度等を活用し、地域における子育て支援を推進します。	未就学児及びその保護者等	出前講座による子育て支援	直営	保育課	5-6-2 保育環境の充実	新型コロナウイルス感染症の影響により、予約があってもほとんど実施することができなかった。	アウトリーチによる子育て支援を継続していく必要がある。	引き続き出前講座制度を活用し、地域での子育て支援を実施していく。

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表

基本目標	基本施策	No	(No)	取組み	事務事業の目的	対象(誰、何を)	事業内容、事業計画など(主な業務など)	実施方法(直営、委託等の区分)	担当課	目的別事業群	R3		
											取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法
4	1	41	1	ファミリー・サポート・センターの利用促進	子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、子どもの送迎(保育所(園)、幼稚園、小学校等)、子どもの預かり等、子育てについての助け合いを行う仕組みを運営します。	・市内に居住し、援助活動に理解と熱意がある20歳以上の者(提供会員) ・市内に居住又は勤務している者で、0歳~小学6年生までの児童の保護者	・依頼会員と提供会員のマッチング ・提供会員を対象とした研修会(年5回程度) ・ひとり親家庭等の利用料の半額助成	直営	こども家庭課	5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築	依頼会員と提供会員のマッチングを行ったほか、提供会員を対象とした研修会を実施した。 また、ひとり親家庭等の利用料の半額助成を対象者に対して行った。	提供会員に比べ依頼会員の数が多いため、地域や時期によってはマッチングが難しい状況がある。	提供会員の登録者を増やすため、特に会員の少ない地域での広報活動等を重点的に実施する。 また、ファミリーサポートセンターに関心を持つひとり親家庭等に対し、引き続き、助成制度の周知を行う。
4	1	41	2		地域すくすくサポートとの連携体制を構築し、各地域拠点において情報提供や会員登録の案内、マッチングができる体制を整備します。		・活動の多い地域の地域すくすくサポートへのアドバイザーの配置 ・会員登録やマッチングができる体制の構築	直営	こども家庭課	5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築	支所において、会員登録の案内及び依頼会員登録の受付を実施した。	各地域拠点においてマッチングまで行うには、人員が不足している。	引き続き支所での依頼会員の登録受付を行いつつ、提供会員の登録についても支所で受け付ける方法を検討する。
4	1	42		若い世代のボランティア活動の活性化	保育所等で若い世代のボランティアを積極的に受け入れる体制を作り、様々な機会を提供するとともに、子育て支援者としての参加を促進します。	学生等	保育所等でのボランティアの受入	直営	保育課	5-6-2 保育環境の充実	保育士を養成する施設に在籍する学生ボランティアを受け入れる事業者を支援する体制を整えたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実績がなかった。	引き続き、保育の質の向上及び保育士の負担軽減につながる若い世代の活動を推進していく必要がある。	各保育施設が若い世代の活動を積極的に受け入れる体制を必要に応じて支援していく。
4	1	43		市民協働のまちづくりの推進	住民自治協議会をはじめとする地域コミュニティやNPO等の各種団体など、多様な主体が協力・連携してまちづくりに取り組む、市民協働のまちづくりを推進します。	すべての市民及び市民活動団体等	市民協働のまちづくり第3期行動計画に基づき、多様な市民が主体となり、市民全員で進めるまちづくりの推進	交付金	地域づくり推進課	2-5-1 市民協働のまちづくりによる地域力の向上	住民自治協議会への地域づくり推進交付金やまちづくり活動に対するまちづくり活動応援補助金をはじめとし、市民協働のまちづくりを推進した。	住民自治協議会や各まちづくり団体の主体的な取り組みに対し支援を行っている。	引き続き、住民自治協議会や各まちづくり団体の主体的な取り組みに対し支援を行っている。
4	1	44		子どもの健康・体力づくり	子どもの健康・体力づくりのきっかけをつくるため、地域の指導者とともに行事を開催します。	児童・生徒	アクアパークチャレンジスポーツの開催	委託	スポーツ振興課	3-6-3 生涯にわたってスポーツを楽しめる環境の形成	小学生児童等を対象に、スポーツを始めるきっかけづくりとして、様々なスポーツの体験会を計画したが、新型コロナの影響により中止した。	R2・3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたが、コロナ前、参加者数は増加傾向で、好評を得ていると認識している。	より多くの参加者を得るため、スポーツ団体等関係団体と協議調整を図る。
4	1	45		地域の活力を活かした子どもの居場所づくり	学校や地域ボランティアの協力を得て、放課後子供教室を実施し、スポーツ・文化活動・体験活動や交流活動等を行います。	児童	放課後子供教室の実施	直営(ボランティアスタッフ含む)	青少年育成課	3-3-3 地域と連携した青少年育成の環境づくり	新型コロナウイルス感染症の拡大により活動期間に制限があったものの、市内の各小学校の余裕教室や地域センターなどで、子どもたちに学習や様々な体験、交流の機会を提供するため、放課後子供教室を実施した。	事業を実施している小学校区の割合及び放課後児童クラブとの連携内容が充分ではない。	事業を実施していない小学校区については、学校や地域学校協働活動推進員などと連携し、教室の設立を促す。 また、連携の推進については、各教室から課題やニーズ等の聞き取りを行うとともに、先進事例などを参考に課題解決を図る。
4	2	46		地域での妊娠・出産・育児に対する意識の醸成	身近な地域の中で相談できたり、互いに助け合えたりできるような子育て環境を創出するために、地域での妊娠・出産・育児に対するポジティブな意識を醸成します。	全ての市民	子育てサポーターの養成及び活動支援	直営	こども家庭課	3-2-1 幼児教育・保育の充実	子育てサポーターの養成講座を開催し、新たに7人が加わり、86人で活動を行っている。	感染症により、地域すくすくサポートでの活動が制限された。	感染対策を講じて、地域すくすくサポートでの活動の機会を確保していく。
4	2	47	1	基幹型子育て支援センターの機能強化	地域における子育て支援の中核施設として、「基幹型子育て支援センター」を運営し、相談業務のほか、相談機関相互の連絡調整を行います。また、子育てイベント等の情報をSNSを活用して発信します。	子育て中の人	・基幹型子育て支援センター運営 ・子育て支援アプリによる情報発信	直営・委託	こども家庭課	3-2-1 幼児教育・保育の充実	基幹型子育て支援センターを運営し、相談相互の連絡調整を行った。 子育て支援アプリの活用により、地域の子育て情報の発信を行った。	基幹型として子育て支援センターのサービス提供内容について地域子育て力の向上につながるよう助言する必要がある。 子育て支援アプリの登録者が、子どもの年齢が上がるにつれて少ない。	引き続き、基幹型として子育て支援センターの中心的役割を果たす必要がある。 利用者にとって魅力的な子育て支援アプリになるような活用を検討していく必要がある。
4	2	47	2		子育てサポーターを育成し、地域の子育てに関する相談・支援を行います。	全ての市民	子育てサポーターの養成及び活動支援	直営	こども家庭課	3-2-1 幼児教育・保育の充実	子育てサポーターの養成講座を開催し、新たに7人が加わり、86人で活動を行っている。	感染症により、地域すくすくサポートでの活動が制限された。	感染対策を講じて、地域すくすくサポートでの活動の機会を確保していく。
4	2	48		子育て支援者のネットワークづくり	基幹型子育て支援センターが主催する各種会議の開催等により、子育て支援関係機関の連携強化を図るとともに、子育て支援者を対象とした研修を実施し、保育士等の資質向上に取り組めます。	地域の子育て支援者	子育てサポート研修、子育て支援者会議の運営	直営・委託	こども家庭課	3-2-1 幼児教育・保育の充実	地域子育て支援センターを対象とした会議や研修会を開催した。	子育て支援ニーズは多様化しており、支援者のスキルアップが課題である。	引き続き、研修参加しやすい環境づくりを進めながら、支援員のスキル向上を図る。
4	2	49		子育て当事者のネットワークづくり	地域子育て支援センターなど、子育てに対する負担感の緩和や仲間づくりに取り組む場を活用して、子育てサークル・子育てサロンを支援するとともに、関連情報を収集・提供し、ネットワーク化を図ります。	子育てサークル・子育てサロン関係者等	子育てサークル支援	直営	こども家庭課	3-2-1 幼児教育・保育の充実	子育てサークルが公共施設を使用する際に、登録制度に基づき、使用料を減免するなどの支援を行った。	地域の子育て力向上につながる支援を行う必要がある。	子育てサークルへの支援講座等を検討する。
4	3	50		子育て家庭が暮らしやすい環境の整備	子育て世代向けの賃貸住宅(ひだまりハウス)を提供し、子育て世帯の良好な居住環境の確保と定住の促進を図ります。	子育て世代	良好な住宅環境の管理	直営	保育課	—	良好な住環境を維持するため、適宜、修繕に努めた。	経年劣化の進行とともに、不具合箇所の増加が見込まれる。	定期的な点検等を通じて建物の状況を把握するとともに、故障等の発生時には、早急に対応していく。

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表

基本目標	基本施策	No	(No)	取組み	事務事業の目的	対象(誰、何を)	事業内容、事業計画など(主な業務など)	実施方法(直営、委託等の区分)	担当課	目的別事業群	R3		
											取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法
4	3	51	1	安全教育の推進	各保育所・小中学校等において、児童生徒を対象とした教職員または警察署等の外部講師による交通安全教室を開催します。	【保育課】 保育所等入所児童 【指導課】 市内小中学校の全児童生徒	【保育課】 交通安全教室の実施 【指導課】 市内小中学校49校における年間1回以上の交通安全教室の実施	【保育課】 直営 【指導課】 直営	保育課 指導課	【保育課】 5-6-2 保育環境の充実 【指導課】 5-2-1 安全・安心な市民生活の実現に向けた環境づくり	【保育課】 各施設において交通安全教室を実施した。 【指導課】 小中学校入学年次の児童生徒を対象とした交通安全教室や第4学年を対象とした自転車教室を実施した。	【保育課】 乳幼児期から交通安全についての啓発を行う必要がある。 【指導課】 児童生徒の安全に対する認識が高まるよう、交通指導員からの講義等を実施した。	【保育課】 交通安全についての知識を得る機会として、交通安全教室を継続していく。 【指導課】 各校の実態に応じた交通安全教室が実施できるよう、関係課と連携し、各校に対して情報発信していく。
4	3	51	2		市民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールの遵守と人に優しい交通マナーを実践するよう啓発活動を行います。	市民	交通安全運動期間中の啓発活動の実施	直営	危機管理課	5-2-1 安全・安心な市民生活の実現に向けた環境づくり	警察及び関係団体と連携し、交通事故のない社会の構築のため啓発活動を実施した。 小中学校・幼稚園・保育所・高齢者に向けた交通安全教室を開催した。 交通事故のない社会を目指して第1次交通安全計画を策定した。	啓発活動や交通安全教育などは即効性があるものではないため、継続して取り組んでいく必要がある。	引き続き関係機関と連携しながら交通安全期間中のみならず年間を通して啓発活動、交通安全教室を実施する。
4	3	51	3		通学時等の歩行や自転車の乗り方などについて啓発を行うため、市内の小中学校をはじめ、幼稚園・保育所(園)等からの依頼に応じて、交通指導員を派遣し交通安全教室を実施します。	市民	年間を通じた交通安全教室の開催	直営	危機管理課	5-2-1 安全・安心な市民生活の実現に向けた環境づくり			
4	3	52		子どもの安全確保	通学路の安全確保に向けて、学校と県、警察署など関係機関の協議調整の場として、「通学路安全検討会議」を開催し、危険箇所等の改善を図ります。	市内の小中学生	・通学路安全推進会議の開催 ・通学路合同点検の実施 ・通学路安全検討会議の開催	直営	教育総務課	—	通学路の安全確保に向けて、学校と県、警察署など関係機関と調整し、危険箇所等の改善を図りました。	会議を通して、情報共有を行い、協力体制を構築できている。通学路を通行する車利用者の意識・態度を変えていく必要がある。	通学路安全検討会議・通学路合同点検を実施し、引き続き通学路の危険箇所等の改善を図る。

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表

基本目標5 次代を担う子どもを育てる教育・保育の充実

●目指す姿：・すべての子どもが質の高い教育を受け、東広島市の未来をつくり、担っていくことのできる人材に成長しています。

課題	次代を担う子どもたちを健やかに育てる教育・保育環境を整備する必要があります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改定を踏まえた保育・教育の質の向上が求められています。 ・地域で、自然体験ができる場等の子どもが学ぶ場の充実が求められています。 ・保護者が育児の方法や子どもとの過ごし方がわからなかったり、その重要性を理解していなかったりする状況があります。

基本施策	目指す姿	目的別事業群シートにおける成果指標 (KPI)	担当課	単位	R1	R2			R3			R4			R5			R6		
					現状値	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率
1. 乳幼児期における教育・保育の質の向上【重点】	就学前の子どもが質の高い教育を受けることができる。	保育所等に通わせている保護者の、教育又は保育への肯定的回答	保育課	%	—	98	95	96.9	98	93	94.9	98			98			98		
2. 親の子育て力の向上	子育てを通じて大きな喜びや生きがいを感じながら、親が親として成長できている。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本目標	基本施策	No	(No)	取組み	事務事業の目的	対象(誰、何を)	事業内容、事業計画など(主な業務など)	実施方法(直営、委託等の区分)	担当課	目的別事業群	R3		
											取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法
5	1	53		幼保小連携の推進	幼保小の接続を見通したカリキュラムを編成するため、幼稚園、保育所(園)、小学校等の関係者が定期的に意見交換等を行う交流・連携の場を充実します。	【保育課】保育士等【指導課】幼稚園教諭、小学校教諭	【保育課】幼稚園、保育所(園)、小学校が連携した研修等の実施【指導課】3-2-1 幼保小連携研修の実施	【保育課】委託【指導課】直営	保育課指導課	【保育課】3-2-1 幼児教育・保育の充実【指導課】3-2-1 幼児教育・保育の充実	年間1回の全体研修及び、各保育施設における保育参観を通じた研修の中で、連携・接続の取組の重要性について意見交換を行う場を設定した。	円滑な接続のための連携・交流ができるような体制整備を充実していく必要がある。	次年度は、公立保育施設全体を対象とした事業の実施による連携・接続の取組を推進する。
5	1	54	1	保育・幼児教育の充実	子どもの豊かな体験をはぐくむ教育・保育環境を構築し、保育施設の魅力向上を図ります。	保育士、幼稚園教諭等	・保育環境の整備 ・園内研修の充実	直営、民間	保育課	3-2-1 幼児教育・保育の充実	乳幼児期に育みたい力や保育環境の在り方を検討し、改善を図った。	各施設が個々の状況を踏まえ、自発的に教育・保育環境づくりに取り組む必要がある。	各施設が行う教育・保育環境づくりを支援していく。
5	1	54	2		安心して子どもを預けられる保育所(園)・幼稚園を目指し、保育士、幼稚園教諭の研修等の充実を図り、子育ての専門家として資質向上に努めます。	保育士等	保育士を対象とした研修の充実	直営、民間	保育課	子育てサポート研修やキャリアアップ研修に実施により、保育者の資質向上を支援した。	キャリアアップ研修の充実を図ると共に、サポート研修の充実を図る必要がある。	キャリアアップ研修のコースを拡充するとともに、保育実践に結び付く研修の在り方を検討していく。	
5	2	55	1	家庭教育支援の推進	地域子育て支援センター等において、親が子育てを学ぶ場を講座等により提供します。	保護者	地域子育て支援センターでの子育てに関する講座等の実施	直営、委託	こども家庭課	5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築	子育て関連講座についてSNS等により周知を行い、各支援センターにおいて、月1回以上、開催した。	講座開催の情報がより多くの子育て親子等に伝わるよう積極的な周知を行う。	引き続き、ホームページ、SNS等を活用した周知を行う。
5	2	55	2		「親の力」をまなびあう学習プログラムを活用し、子どもの成長段階に応じた子育て応援講座を開催します。また、進行役を務めるファシリテーターを養成し、家庭教育を支援します。	市民	参加体験型学習プログラムの開催	直営	生涯学習課	3-6-1 生涯を通して地域で学び、活躍できる環境の整備	「親の力」をまなびあう学習プログラムを活用し、子どもの成長段階に応じた子育て応援講座を開催しました。また、進行役を務めるファシリテーターを養成し、家庭教育を支援した。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、講座回数、参加者数が減少している。	広く市民に活用してもらえるよう、対面式だけでなくオンラインを用いて、実施する。
5	2	55	3		生涯学習まちづくり出前講座や生涯学習センター等で家庭教育支援に関する講座を実施し、親が子育てについて学ぶ機会を提供します。	市民	家庭教育支援(家庭教育の知識や技術の向上、世代間交流、子育て支援環境づくり)に関する講座の実施	直営	生涯学習課	生涯学習まちづくり出前講座や生涯学習センター等で家庭教育支援に関する講座を実施し、親が子育てについて学ぶ機会を提供した。	各生涯学習センター等で、家庭教育支援研修を実施しているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、講座の回数が減少しており、参加者数が減少している。	広く市民に活用してもらえるよう、様々な手法を用いて、広報を実施する。	
5	2	55	4		子育て講座を実施し、共通体験を通して、親子のふれあいのきっかけをつくることともに、子どもの興味や関心についての理解を深める機会を提供します。	幼児と保護者	親子で参加できる講座の実施	直営	青少年育成課	3-3-3 地域と連携した青少年健全育成の環境づくり	子育て中の保護者の拠り所になるよう、また未就学児の心が豊かに育まれるよう、親子わくわく講座を実施した。	前年同様、参加者数の制限を行い計画、実施した。コロナ感染状況により、申込後に中止の判断をせざるを得ない月もあった。年度途中、幼児にも感染が広がった為、申込も慎重になる傾向が見られた。	次回講座案内をより詳細に行い、参加意欲が高まるようにする。講座の様子の掲示方法を見直し、児童青少年センターの利用者に講座の周知を行う。対象年齢が幅広いので見直しを行い、乳児でも参加できるような内容も取り入れていく。
5	2	55	5		乳幼児を持つ保護者に対して、医療従事者による「いきいき子育て講座」を実施し、家庭看護力の醸成を図ります。	乳児の保護者	医師による子どもの病気や看護についての講座の実施	委託	こども家庭課	5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築	小児科医師による「子育て講座」を2回実施し、子どもの病気についての学習機会を設けた。	感染症拡大により、実施回数及び参加者数を減らして実施したが、参加者には好評であった。	子どもの病気に対する保護者の不安が大きい事が伺えるため、引き続き実施していく。
5	2	55	6		妊娠期からの言葉がけの大切さを伝える「ブックレビュー講座」を、市民と協働し、実施します。	保護者及び妊産婦・配偶者、ブックレビューを支援したい人	・乳児への言葉がけの大切さの周知 ・言葉育ての支援	直営	生涯学習課 こども家庭課	【生涯学習課】3-6-1 生涯を通して地域で学び、活躍できる環境の整備【こども家庭課】5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築	【生涯学習課】妊娠期からの言葉がけの大切さを伝える「ブックレビュー講座」を、市民と協働し、実施した【こども家庭課】地域支援者と共に地域すくすくサポートでブックレビュー講座を実施した。	【生涯学習課】ブックレビュー講座を実施するクルーの人材不足が課題となっている。【こども家庭課】感染症の流行により、回数や定員の制限を行ったの実施となった。	【生涯学習課】人材不足を解消するための研修会を実施し、多くの人に参加してもらえるよう周知を図る。【こども家庭課】絵本の活用により、対象者全員が参加できる体制を整えていく。

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表

基本目標	基本施策	No	(No)	取組み	事務事業の目的	対象(誰、何を)	事業内容、事業計画など(主な業務など)	実施方法(直営、委託等の区分)	担当課	目的別事業群	R3		
											取組み概要	現状と課題の分析	改善の具体的方法
5	2	56	1	読書活動の推進	本に親しむために、読書活動の啓発や本の紹介、本の読み聞かせ活動などを行い、子どもが本と出会う機会を提供します。		<ul style="list-style-type: none"> 読書活動の啓発 本の紹介 継続的な読書活動の推進 【こども家庭課】 ・健診会場での絵本の紹介 ・地域すくすくサポート等でのブックレビュー講座の実施	直営 図書館は指定管理	生涯学習課 こども家庭課 保育課 指導課	「子どもの読書活動推進計画第三次」成果指標 【こども家庭課】	【こども家庭課】 感染症の流行により、健診会場での絵本の紹介や講座形式での事業に制限が生じる。 【生涯学習課】 感染症の流行により、行事が何回か中止になっている。 【指導課】 読書啓発や関連イベントの実施及び周知をした割合は小学校71.9%、中学校87%だった。昨年度に比べ、小学校の取組率が下がった。また、学校によっても差があることが課題である。	【こども家庭課】 感染症対策を講じた事業の実施や情報提供の方法を検討していく必要がある。 【生涯学習課】 感染症対策を十分にしたうえで行事が行えるようになる必要がある。 【指導課】 各校・園で行える読書啓発やイベントの例を示すとともに、各校・園で行っている取組を交流する場を設定することで、取組を推進する。	
5	2	56	2		主体的な読書活動の推進のため、本を活用する力の育成や、日頃の読書の成果を発信する機会を提供します。	子どもとその保護者 ボランティア 保育所・幼稚園等、小中学校、実施機関	<ul style="list-style-type: none"> 本を活用する力の育成 読書の成果を発信する機会の提供 		生涯学習課 保育課 指導課	5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築	【生涯学習課】 図書館の本を利用した調べる学習コンクールを開催したりチャレンジ学習も行っている。 【指導課】 学校で本を活用して取り組んだ作品を東広島市立図書館に展示し、読書を通して考えたことや学んだことを表現し、発表する機会を提供した。	【生涯学習課】 利用教育関係に関する行事が昨年度より少なくなっている。 【指導課】 展示した学校数と展示件数は小中学校合わせて48校中22校35件である。令和2年度は、50校中28校42件であり、学校数、展示件数ともに減少したが、日頃の読書の成果を発信する機会の保証は継続して行っている。 各校で取組に差がある。	【生涯学習課】 取組を見直し、各館行事を十分に実施できるようにする。 【指導課】 本を活用した教育を充実させるための取組を読書活動年間指導計画の中に位置づけるとともに、各校の司書教諭・学校図書館担当者や学校司書と連携して取組を推進する。
5	2	56	3		蔵書の充実や、司書やボランティアの充実など、子どもの読書活動の推進のための環境整備を行います。		<ul style="list-style-type: none"> 推進者の充実 場所づくり 蔵書の充実 		生涯学習課 保育課 指導課		【生涯学習課】 推薦者向けの推薦図書リストの作成や、新たに乳幼児ルームを新設した 【指導課】 計画的に除籍を行い、新しい情報の蔵書を充実させた。	【生涯学習課】 小中学生が1人1台タブレットを持っているが、電子書籍は1コンテンツ1アクセスのため学校等で複数の子ども達が閲覧できない。 【指導課】 83.3%の小中学校が計画的に除籍を行った。	【生涯学習課】 タブレットを活用した読書推進をする。または、複数人アクセス可能なコンテンツを導入する。 【指導課】 次年度は、東広島市学校図書館図書廃棄規準を改訂し、周知することで、古い本の除籍を促す。
5	2	57	1	食育の推進	アレルギー等健康問題について、継続的な普及啓発を行います。	【健康増進課】 20歳代から概ね40歳代までの市民で、主に子育て中の保護者 【こども家庭課】 妊婦・子育て中の保護者	【健康増進課】 骨密度測定後、個別相談及び集団指導(保健、栄養及び運動)を実施。アレルギーも含め、健康問題について相談に応じる。 【こども家庭課】 定期育児相談・離乳食教室等	【健康増進課】 運動指導のみ委託。 【こども家庭課】 直営	医療保険課 こども家庭課	5-4-1 健康維持の推進	【こども家庭課】 育児相談や離乳食相談において、アレルギーに関する相談を個別に行った。 【医療保健課】 栄養面に関しては、1日3食食べている人が多いものの、カルシウムの摂取量は全体的に不足している傾向があり食事内容の向上が必要である。	【こども家庭課】 アレルギーは個別性が高いため、治療状況を踏まえた相談が求められる。 【医療保健課】 カルシウム摂取のみならず、バランスの良い食事についても啓発し、個別対応も継続して実施する。	
5	2	57	2		離乳食教室(モグモグ教室)や母子栄養相談事業(親子クッキング教室)の実施などにより、保護者や市民を対象に、食の大切さについて啓発します。	妊婦・子育て中の保護者	妊娠期・離乳期・幼児期に必要な食に関する体験型の教室の実施	直営	こども家庭課	5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築	離乳食各期における教室の実施により、細やかな相談支援を行った。	離乳食や食べさせ方のイメージを持ちにくい保護者が増えており、個別対応するケースが増えている。	体験型の教室や動画の活用により、保護者が具体的なイメージを持ちやすい工夫をしている。
5	2	57	3		保育所(園)や幼稚園において、給食の提供等を通じて食の大切さについて啓発します。	保育所等入所児童	野菜の収穫体験等の実施	直営	保育課	5-6-2 保育環境の充実	園内での野菜の栽培や、収穫した野菜を使った給食の提供などを実施した。	新型コロナウイルスの影響により内容に制限があるが、食への興味関心を高める取組を継続する必要がある。	地域との連携も含め、食に関する活動を継続していく。
5	2	57	4		保護者への給食だよりの発行や、市民を対象とした食育フェア等の開催により、食の大切さについて啓発します。	小中学生 その保護者	生涯学習フェスティバルにおける食育フェアの開催	直営	学事課 指導課	【指導課】 3-3-1 学校運営の支援と教育内容の充実	市の食育推進啓発事業の中で、学校給食を中心とした食育の取組等を広く市民に啓発した。	これまで、市民を対象とした食育に関する啓発活動を行ってきたが、学校を中心とした食育の充実の視点からの新たな取組の位置づけを検討する必要がある。	学校給食の機会を通じた食育の取組や、保護者、地域を巻き込んだ取組など、学校を中心とした食育の取組の充実を図る。